

京都市旅館業法の施行に関する要綱

平成30年6月15日制定

令和2年4月1日改正

令和2年12月15日改正

(目的)

第1条 この要綱は、旅館業法（以下「法」という。）、旅館業法施行令（以下「令」という。）、旅館業法施行規則（以下「規則」という。）、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則（以下「市規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(営業者等の責務)

第3条 営業者（申請者を含む。）その他の旅館業に携わる者（以下この条において「営業者等」という。）は、旅館業の実施に伴う生活環境の悪化防止の措置をより具体的かつ実効性のあるものとするとともに、地域住民との間の信頼関係の構築を図るため、当該旅館業の運営に関し、地域の自治会等（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号イに規定する団体をいう。）又は周辺住民若しくは近隣住民（以下「住民組織等」という。）と協議し、合意事項を協定として締結するよう努めなければならない。

2 旅館業の運営に関して締結する協定については、当事者間の信頼関係に基づき締結されるものであることに留意し、住民組織等からの正当な申入れ等については、真摯に対応するものとする。また、当該協定は、当該旅館業により生活環境への悪影響を受けるおそれがある住民組織等との間で締結するものとする。

3 営業者等は、地域の自治会等への加入、防火防災訓練や一斉清掃等の地域活動への参加など、施設の存する地域コミュニティの一員となるよう努めなければならない。

(宿泊者の責務)

第4条 宿泊者は施設に宿泊するに当たって、次に掲げる事項に配慮し、施設の周辺住民に迷惑を及ぼすことがないように努めなければならない。

(1) 施設付近の路上において、旅行かばんを引く音その他の迷惑となる騒音を立てないこと。早朝、夜間は特に注意すること。

(2) 施設又はその付近において、大声、大きな物音その他の迷惑となる騒音を立てないこと。早朝、夜間は特に注意すること。

- (3) 施設又はその付近において、たばこの吸い殻やごみをみだりに捨てないこと。
- (4) 施設の付近において、きまりに反したごみ出しをしないこと。
- (5) 火災等を発生させないよう細心の注意を払うこととし、万が一、火災等が発生したときは、119番通報や営業者その他の旅館業に携わる者に連絡するなど、適切に対応すること。
- (6) 営業者その他の旅館業に携わる者から面接時に説明又は指示を受けた生活環境の悪化を防止するために必要な事項や設備器具の使用方法などをよく理解し、これに従うこと。

(許可の申請)

第5条 法第3条第1項の許可の申請は、規則、条例及び市規則に定めるほか、次に掲げる図書及び書類を添えて行うものとする。

- (1) 構造設備の概要（第1号様式（法第3条第1項関係））
- (2) 施設外玄関帳場（条例第10条第1項に規定する施設外玄関帳場をいう。以下同じ。）及び営業者又は使用人等（条例第8条第2号ウに規定する使用人等をいう。以下同じ。）の駐在場所を設ける場合は、施設の敷地の周辺おおむね1キロメートルの区域内の見取図（施設外玄関帳場及び営業者又は使用人等の駐在場所（以下この号において「駐在場所等」という。）の所在地並びに駐在場所等から施設までの距離及び移動経路を明示したものであること。）
- (3) 配置図
- (4) 施設の平面図（客室の床面積、寝室面積及び窓面積の算定のための内法寸法を明記したものであること。）
- (5) 前号に示す内法寸法に基づき算定した客室の床面積、寝室面積及び窓面積並びにその算定根拠を表等により示す図書
- (6) 施設の存する建築物の全ての階の平面図（旅館業以外の用途（住戸を含む。）に供する箇所がある場合は、その場所と用途を明示したものであること。）
- (7) 階層式寝台を設置する場合にあっては、階層式寝台の詳細図
- (8) 玄関帳場の詳細図（平面図、正面図及び断面図等）
- (9) 玄関帳場代替設備を設置する場合は、宿泊者の本人確認や出入りの状況を確認する方法を示した図書及び当該玄関帳場代替設備により撮影した画像が確認できる図書
- (10) 施設外玄関帳場を設置する場合は、その詳細図及び当該施設外玄関帳場の存する建築物の全ての階の平面図（旅館業以外の用途（住戸を含む。）に供する箇所がある場合は、その場所と用途を明示したものであること。）並びに当該施設外玄関帳場に設けた設備を通じ、小規模宿泊施設に設けた設備により撮影した昼間及び夜間の画像が確認できる図書
- (11) 京町家施設（条例第10条第2項で規定するものをいう。以下同じ。）の適用を受けようとする場合は、京都市京町家の保全及び継承に関する条例第2条第1号に規定する京町家であることを証する書類
- (12) 入浴施設にろ過装置がある場合は、浴槽の規模を確認することができる図面

及び循環ろ過の概略図面（集毛器，消毒装置等の位置を明示したものであること。）並びに循環ろ過装置の仕様を確認することができる図書

- (13) 水道法の適用を受けない水（水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする受水槽から供給を受ける水（小規模受水槽水道という。）を除く。以下同じ。）を使用する場合にあっては，洗面用水及び共用の入浴施設等において使用する浴用湯水の水質検査結果の写し
- (14) 規則第1条第1項第1号に規定する定款又は寄付行為の写しについては，現行のものに限る。
- (15) 市規則第3条第3号に規定する住民票の写しについては，本籍地又は国籍・地域及び住民基本台帳法第30条の45に規定する区分に関する記載のあるものとする。ただし，申請者が個人であって日本国内に住所を有さないときは，住民票の写しに代わるものとして，官公署（日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関を含む。）が発行した証明書等（氏名，出生年月日，住所が記載されているものに限る。）とする。
- (16) 建築基準法第7条第4項に規定する完了検査を要する新築，増築等を伴う許可申請にあっては，建築基準法に規定する検査済証の写し
- (17) 建築基準法第6条第1項に規定する建築確認を要する用途変更を伴う許可申請にあっては，建築基準法に規定する確認済証の写し
- (18) 条例第17条第2項第1号に規定する書類については，建物の登記事項証明書とする。
- (19) 条例第17条第2項第2号に規定する書類については，賃貸借契約書の写しその他の施設の使用権原があることを証する書類とする。
- (20) 条例第17条第2項第3号に規定する規約の写しについては，当該建築物の管理規約の写しとする。
- (21) 条例第17条第2項第4号に規定する書類については，当該施設における旅館業営業に係る承諾書とする。
- (22) 条例第17条第2項第5号に規定する書面については，施設に係る消防法令適合通知書とする。
- (23) 条例第18条第1項に規定する代理人を選任した場合，当該代理人が法人であるときは，法人の登記事項証明書，個人であるときは住民票の写し（本籍地又は国籍・地域及び住民基本台帳法第30条の45に規定する区分に関する記載のあるものとする。）
- (24) 条例第18条第8項に規定する標識及びその仕様を明示した図書
- (25) 条例第18条第9項に規定する掲示及びその仕様を明示した図書
- (26) 法第3条第2項各号に該当することの有無を確認するために必要な書類
- (27) その他市長が必要と認める書類

2 営業者から当該旅館業を譲り受けた者が行う法第3条第1項の許可の申請において，規則第1条各項のただし書の規定の適用を受けようとする者は，前項第14号から第27号に掲げる図書及び書類に加え，構造設備の概要，施設の平面図その他の当該旅館業の構造設備について変更がないことを確認できる図書及

び書類を添えて行うものとする。

- 3 前2項の規定する添付書類のうち、官公署が証明する書類は、原則として、申請日前3月以内に発行されたものとし、官公署から発行された書類（原本）を提出するものとする。
- 4 法第3条第1項の申請をしようとする施設は、法、令、規則、条例、市規則及びこの要綱の規定のほか、建築基準法、消防法その他関係法令を遵守するものとする。

（許可又は不許可）

第6条 法第3条第1項の申請があった場合は、同条第2項及び第3項に基づき審査し、次に掲げる要件を全て満たすときは、許可を与えるものとする。

- (1) 令、条例、市規則及びこの要綱に定める構造設備の基準等に適合していると認められること。
- (2) 申請に係る施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認められないこと。
- (3) 申請者が法第3条第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 申請に係る施設の設置場所が、法第3条第3項各号に掲げる施設（以下「学校等」という。）の周囲110メートルの区域内にある場合において、申請に係る施設の設置によって当該学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められないこと。

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第7条 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、令、条例及び市規則に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。ただし、特別な事情があると認められる場合については、この限りでない。

- (1) ロビーは、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 玄関帳場又は条例第8条第3号に規定する玄関帳場代替設備（以下この号及び次号において「玄関帳場等」という。）に付属し、玄関帳場等からおおむね全てを見通すことができること。
 - イ 施設を利用する者の待合せ又は談話に供する椅子、テーブル等が適切に設置され、移動および通行に支障がないこと。
 - ウ ロビーの面積は、収容定員が30人以下の場合にあっては、11.00平方メートル以上、31人以上400人以下の場合にあっては、収容定員1人当たり0.3775平方メートル以上、401人以上にあっては、151.00平方メートル以上とすること。
- (2) 玄関帳場は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 玄関帳場の面積（床面から天井までの高さが1.80メートル未満の部分及び水平部分の延長が0.60メートル未満のすき間状の部分の面積を除く。）は、2.00平方メートル以上で、収容定員（他の旅館業施設の施設外玄関帳場を兼ねる場合にあっては、当該玄関帳場において管理する施設の収容定員の合計とする。）に応じた広さとすること。

イ 玄関帳場は、宿泊者が立ち入らないよう、壁、区画扉、堅固に固定された受付台等で明確に区画した構造とし、宿泊者名簿その他宿泊事務に使用する書類を適切に保管することができる構造とすること。ただし、玄関帳場に管理事務所等が併設されている場合、区画扉の設置は要しない。

ウ 建築物の出入口が付属する階以外に玄関帳場等が設置され、玄関帳場等に付属するロビー等にエレベーターの乗場戸がある場合であって、当該エレベーターが玄関帳場等のある階で必ず停止のうえ、扉が自動で開口し、開口した状態が一定時間持続することにより、玄関帳場等からエレベーターの内部全体を確実に直接視認等することで客室を利用しようとする者を確認することができるときは、条例第8条第2号イの基準に適合しているものとする。

エ 受付台の大きさは、幅1.00メートル以上、奥行き0.30メートル以上（奥行きが一定でない形状の場合は、奥行き0.30メートル以上の部分が1.00メートル以上連続していること。）であること。ただし、当該玄関帳場（施設外玄関帳場を含む。）において管理する施設の収容定員の合計が9人以下の施設の場合については、「1.00メートル」とあるのは、「0.60メートル」と読み替えるものとする。

オ 開口部は、開放されている又は全面開放することができる構造とし、下端（受付台の上面が開口部の下端よりも上方にある場合は、当該受付台の上面を開口部の下端とみなす。）から上端までの高さ1.10メートル以上、幅1.00メートル以上（高さが一定ではない形状の場合は、高さ1.10メートル以上の部分が1.00メートル以上連続していること。）であること。ただし、当該玄関帳場（施設外玄関帳場を含む。）において管理する施設の収容定員の合計が9人以下の施設の場合については、「1.00メートル」とあるのは、「0.60メートル」と読み替えるものとする。

カ 営業者又は使用人等が長時間駐在することができる控室や営業者又は使用人等が使用することができる便所等を併設するよう努めること。

(3) 玄関帳場代替設備は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 客室を利用しようとする者の出入りの状況を常時確認することができる場所にビデオカメラその他の機器を設けること。

イ テレビ電話、タブレット端末その他の機器を用いて、宿泊者の容姿及び旅券等の鮮明な画像により、確実に本人確認をすることができる設備を設けること。

ウ 原則として、上記アの規定による撮影は常時行い、かつ、記録を保存すること。

(4) 条例第8条第4号に規定する部屋は、次に掲げる基準に適合する設備を有すること。

ア 前号アの規定により設置するビデオカメラその他の機器により、客室を利用しようとする者の出入りの状況を常時鮮明な画像により確認することができること。

イ 前号イの規定により設置するテレビ電話、タブレット端末その他の機器に

より、宿泊者の容姿及び旅券等が鮮明な画像により確認することができること。

- (5) 条例第8条第5号ただし書に規定する十分な換気を確保することができる場合とは、開放することができる窓その他の開口部を有することとする。
- (6) 共用部分のエレベーターの乗場戸は、原則客室の扉を兼ねることはできないものとする。
- (7) 条例第8条第6号エに規定する採光のための窓その他の開口部とは、地上階にあって、外気に接する部分とする。ただし、地階にあって、前面にドライエリアその他の十分な空地があるときなど、衛生上支障がないものと認められる場合は、この限りでない。
- (8) 客室の床面積は、睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所（寝室及び客室に付属する入浴施設、便所、洗面所、台所、板間、踏込み等であって、床の間、押入れその他通常足を踏み入れない場所を除く。）の内法面積をいう。
- (9) 当該客室内に入浴施設を設けるときは、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 当該客室の収容定員に係る需要を満たすことができる規模のものとする。
- イ 一人用入浴施設（ユニットバス、ユニットシャワー等1人で使用する入浴施設をいう。以下同じ。）による場合は、当該客室の収容定員に応じ、10人又はその端数を増すごとに1箇所以上、設置すること。
- ウ 多人数が同時に利用することができる入浴施設による場合は、次号エの規定に準じて設けること。
- エ 共用の入浴施設（客室外に設ける入浴施設をいう。以下同じ。）が設けられている場合は、当該共用の入浴施設の規模等に応じて、客室内に設ける入浴施設の規模等を減ずることができる。
- オ 上記のほか、次号カからケの規定を準用する。
- (10) 共用の入浴施設は、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 共用の入浴施設は、共用の入浴施設を利用させる人数（以下「共用入浴施設利用者数」という。）に係る需要を満たすことができる規模のものとする。
- イ 共用の入浴施設は、男女別に各1箇所以上設けること。ただし、共用入浴施設利用者数が1人に限られるときは、この限りでない。
- ウ 一人用入浴施設による場合は、共用入浴施設利用者数に応じ、10人又はその端数を増すごとに1箇所以上、設置すること。
- エ 多人数が同時に利用することができる入浴施設による場合は、次に掲げる基準によること。
- (ア) 浴槽の規模は、次式による面積以上とすること。
面積の総和＝共用入浴施設利用者数^{*1}×0.5^{*2}×0.5^{*3}×0.5^{*4}
- (イ) 洗い場の規模は、次式による面積以上とすること。
面積の総和＝共用入浴施設利用者数^{*1}×0.5^{*2}×0.5^{*3}×1.1^{*5}
- (ウ) 湯栓の数は、次式による数（小数点以下を四捨五入して算定）以上とす

ること。

個数の総和＝共用入浴施設利用者数^{*1}×0.5^{*2}×0.5^{*3}

※1 共用入浴施設利用者数に（総収容定員－共用入浴施設利用者数）×0.5（利用割合）を加えた人数で算定することが望ましい。

※2 入浴者の最も多い時間帯の利用割合

※3 浴槽を使用する者と洗い場を使用する者の割合

※4 入浴者1人当たりの浴槽使用面積

※5 入浴者1人当たりの洗い場使用面積

オ ウ及びエの併設による場合は、共用入浴施設利用者数をそれぞれに割り振り、その需要を満たすことができる規模のものを設けること。

カ シャワー設備を備え付ける場合にあっては、適当な温度の湯を十分に供給でき、湯の温度を調節することができる装置を有するものであること。

キ 浴槽内の湯水（以下「浴槽湯水」という。）を循環ろ過装置（ろ過器を通じて循環させることにより浴槽湯水を浄化させるための装置をいう。以下同じ。）を用いて再利用する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

(ア) ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有すること。

(イ) オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であり、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられていること。

(ウ) 循環ろ過された湯水の浴槽への注入口は、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とならないこと。

ク 上り用湯水（洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓又は水栓から供給される湯水をいう。以下同じ。）及び打たせ湯水（主に体に当てることを目的として、上部から落下させる湯水であって、上り用湯水以外のものをいう。）は、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

ケ 上記のほか、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）」に準拠すること。

- (11) 令第1条第1項第4号に規定する当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合とは、施設の敷地境界から250メートルの範囲内に、休業日が重なることがない2以上の一般公衆浴場（京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例第2条第1号に規定する公衆浴場をいう。以下同じ。）又はその他浴場（一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。）であって当該浴場の設備様態が一般公衆浴場に準じているものの敷地が含まれ、かつ、当該施設内に、一人用入浴施設が1箇所以上設けられていることとする。

- (12) 洗面設備は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 客室内に洗面設備を設ける場合は、次の表の左欄に掲げる当該客室の収容

定員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる個数（以下「給水栓基準数」という。）以上の給水栓（湯水混合栓を含む。以下同じ。）を備えること。ただし、共用の洗面設備（客室外に設ける洗面設備をいう。以下同じ。）を設けているときは、共用の洗面設備の規模に応じ、客室内の給水栓の数を減じることができる。

収容定員	給水栓の数
1～5人	1
6～10人	2
11～15人	3
16～20人	4
21～25人	5
26～30人	6
30人超	30人までの給水栓数6に、30人を超える人数10人又はその端数が増すごとに1を加えて得られる数

イ 共用の洗面設備については、当該共用の洗面設備を利用させる人数に応じ、給水栓基準数以上の給水栓を備えること。

ウ 複数階に客室を設置する場合は、各階ごとに客室の収容定員に応じた給水栓基準数以上の給水栓を備えた洗面設備を設けるよう努めること。

(13) 便所は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 客室内に便所を設ける場合は、次の表の左欄に掲げる当該客室の収容定員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる個数（以下「便器基準数」という。）以上の便器（大便器、兼用便器又は座便式便器をいう。以下同じ。）を備えること。ただし、共用の便所（客室外に設ける便所をいう。以下同じ。）を設けているときは、共用の便所の規模に応じ、客室内の便所の便器の数を減じることができる。

収容定員	便器の数
1～5人	1
6～10人	2
11～15人	3
16～20人	4
21～25人	5
26～30人	6
31～300人	30人までの便器数6に、30人を超える人数10人又はその端数が増すごとに1を加えて得られる数
300人超	300人までの便器数33に、300人を超える人数20人又はその端数が増すごとに1を加えて得られる数

イ 共用の便所については、当該共用の便所を利用させる人数（以下「共用便所利用者数」という。）に応じ、便器基準数以上の便器を備えること。

ウ 複数階に客室を設置する場合は、各階ごとに客室の収容定員に応じた便器基準数以上の便器を備えた便所を設けること。ただし、当該階の便器数で対応できない人数が5人以下の場合であって、当該階と隣接する階（直上又は直下の階）における共用の便所の便器の数が、当該階と当該隣接階の共用便所利用者数の合計に応じた便器基準数以上となるときは、この限りでない。

エ 共用便所利用者数が6人以上となるときは、男女別に共用の便所を設けること。ただし、複数階に客室を設置する場合については、前記ウの規定を準用する。

(14) 共同住宅など、住戸が存する建築物に旅館・ホテル営業の施設が存する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

ア 条例第8条第10号に規定する旅館・ホテル営業施設と住戸との区画は、壁、扉（エレベーターの乗場戸を除く。）及び窓その他の固定された建具によつて行うこと。

イ 宿泊者と当該住戸の居住者の共用に供する部分が存しない構造とは、建築物内（屋内的用途（居住者用の集合ポスト、駐車場、駐輪場その他居住者の用途に供される場所をいう。））に供さず、かつ、外気に十分に開放（当該部分の周長の相当部分が壁等で外部空間と区画されていない場合であつて、常時人の通行が可能な状態にあることをいう。）されている部分を除く。）において、当該居住者及び宿泊者の動線が混在しないよう、それぞれ専用の出入口、廊下、エレベーター、階段等が設置されているものとする。ただし、火災その他の災害時の緊急避難時に2方向避難を確保するために生じる避難通路の共用に関してはこの限りでない。

（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）

第8条 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、令、条例及び市規則に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特別な事情があると認められる場合については、この限りでない。

(1) 階層式寝台は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 階層は2層とすること。

イ 1層につき、1人の利用とすること。

ウ 階層式寝台として適切な形状及び構造であること。

エ 上段には、落下防止の措置を講じること。

(2) 建築物の一部を簡易宿所営業に供する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

ア 条例第9条第1項第3号に規定する簡易宿所営業施設と住戸又は簡易宿所営業以外の営業の用途に供する施設との区画は、壁、扉（エレベーターの乗場戸を除く。）及び窓その他の固定された建具によること。

イ 建築物に住戸が存在する場合は、前条第14号イの規定を準用する。

2 前項で定めるもののほか、前条第2号及び第5号から第13号までの規定を準用する。

(小規模宿泊施設の構造設備の基準の特例)

第9条 条例第10条第1項の適用を受け施設外玄関帳場を設置するときは、前条第2項において準用する第7条第2号の規定のほか、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 当該小規模宿泊施設の出入口に、常時鮮明な画像により客室を利用しようとする者の出入りの状況を確認することができるビデオカメラその他の機器を設け、施設外玄関帳場には、当該ビデオカメラその他の機器の画像を確認することができる設備を設け、営業者又は使用人等により当該機器の画像を常時確認できる体制を構築すること。
- (2) 条例第10条第1項第4号に規定するおおむね10分以内に到着することができる場所は、原則、京都市の区域内であって、交通用具を利用しない場合にも確実に到着することができるよう、当該小規模宿泊施設の入口からおおむね800メートル以内に存するものとする。
- (3) 複数の簡易宿所の営業者が、共同して一の施設外玄関帳場を設置する場合にあっては、当該施設外玄関帳場（玄関帳場を施設外玄関帳場として併用する場合を含む。）を設置する営業者は、他の営業者が営業する簡易宿所の宿泊客の宿泊者名簿の作成等を行う際に、個人情報の取扱いについて、関係法令を遵守するための体制を整えること。
- (4) 旅館・ホテル営業の施設の玄関帳場が施設外玄関帳場を兼ねる場合については、当該旅館・ホテル営業は、条例第9条第1項第3号の「簡易宿所営業以外の営業の用途」に該当しないものとする。

2 条例第10条第2項の適用を受け玄関帳場を設けないときは、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。ただし、第8条第2項において準用する第7条第2号の規定は適用しない。

- (1) 条例第10条第2項第1号に規定する措置として、次に掲げるいずれかの措置を講じていること。
 - ア ビデオカメラその他の機器を設置するなど当該施設への人の出入りの状況を確認することができる措置を講じること。
 - イ 宿泊者の滞在中に面会等の方法により人の出入りの状況を確認するなどの措置を講じること。
 - ウ その他宿泊者以外の者が宿泊しないための措置として、市長が認める措置を講じること。
- (2) 条例第10条第2項第2号に規定するおおむね10分以内に到着することができる場所は、原則、京都市の区域内であって、交通用具を利用しない場合にも確実に到着することができるよう、当該京町家施設の入口からおおむね800メートル以内に存するものとする。

(下宿営業)

第10条 下宿営業の施設の構造設備の基準については、令、条例及び市規則に定めるもののほか、第7条第5号から第13号まで及び第8条第1項第2号の規定を適用する。ただし、特別な事情があると認められる場合については、この限りでない。

(合併又は分割による承継の承認の申請)

第11条 法第3条の2第1項の承継の承認申請は、規則及び市規則に定めるほか、次に掲げる書類等を添えて行うものとする。

- (1) 法第3条第2項各号に該当することの有無を確認するために必要な書類
- (2) 合併又は分割により許可を承継する旨を近隣住民等に説明した状況を示す書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(合併又は分割による承継の承認又は不承認)

第12条 法第3条の2第1項の承継の承認申請があった場合において、同条第2項に基づき審査し、次に掲げる要件を全て満たすときは、承認を与えるものとする。

- (1) 申請者が、法第3条第2項の各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 申請に係る施設の設置場所が、学校等の周囲110メートルの区域内にある場合において、申請に係る施設の設置によって当該学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められないこと。

(相続による承継の承認の申請)

第13条 法第3条の3第1項の承継の承認申請は、規則及び市規則に定めるほか、次に掲げる書類等を添えて行うものとする。

- (1) 法第3条第2項各号に該当することの有無を確認するために必要な書類
- (2) 相続により許可を承継する旨を近隣住民等に説明した状況を示す書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(相続による承継の承認又は不承認)

第14条 法第3条の3第1項の承継の承認申請があった場合において、同条第3項に基づき審査し、次に掲げる要件を全て満たすときは、承認を与えるものとする。

- (1) 申請者が、法第3条第2項の各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 申請に係る施設の設置場所が、学校等の周囲110メートルの区域内にある場合において、申請に係る施設の設置によって当該学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められないこと。

(変更等の届出及び留意事項等)

第15条 規則第4条に規定する変更の届出又は条例第17条第3項に規定する変更の報告を行う際は、規則、条例及び市規則に定めるほか、次に掲げる図書及び書類を添えて行うものとする。

- (1) 当該変更内容に条例第16条第3項に基づき説明した事項が含まれる場合、当該事項を近隣住民等に再度説明した状況を示す書類
- (2) その他変更された内容が確認できるものとして市長が必要と認める図書又は書類

2 次に掲げる場合は、変更の届出によらず、新たに営業許可の申請を行うものとする。

- (1) 法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の規定に基づく地位の承継以外による営業者の変更
- (2) 施設の存する建築物の建替又は施設の全面的な改装
- (3) 施設の存する建築物の増築又は改築であって、当該増築又は改築に係る部分に変更後の施設に係る延床面積のおおむね2分の1以上となる時。
- (4) その他旅館業の施設としての同一性を損なう変更

3 次に掲げる場合は、地位の承継によらず、新規の許可を要するものとする。

- (1) 営業者が法人であって、法第3条の2第1項の規定に基づく地位の承認を受ける前に合併又は分割登記を行った場合
- (2) 営業者が個人であって、法第3条の3第1項の規定に基づく地位の承継を受ける前に、被相続人の死亡後60日を経過した場合

(変更書類の届出)

第16条 市規則第9条第3項に規定する書面は、第4号様式(条例第17条第4項関係)とする。

(寝室面積)

第17条 市規則第10条で規定する休憩の場所に適さない場所とは、扉(クローゼットその他の収納に付随する扉を除く。)の開閉に伴う可動域の面積を含むものとする。

(飲用に適する水)

第18条 水道法の適用を受けない水を飲用に使用する場合は、次の表に掲げる検査を行うこと。ただし、京都市長が飲用の許可を与えている温泉については適用しない。

検査対象	検査回数
色, 濁り, 臭い, 味	1日に1回以上
水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち, 一般細菌, 大腸菌, 亜硝酸態窒素, 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素, 塩化物イオン, 有機物(全有機炭素(TOC)の量), pH値,	1年に1回以上

味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査等から判断して必要となる事項	
--	--

注：飲用水に異常を認めたときは、臨時に水道法第4条に係る検査項目のうち、必要な検査を行うこと。

- 2 小規模受水槽水道から供給を受ける水を飲用に使用する場合は、前項の検査を行うよう努めること。
- 3 飲用水の消毒は遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.1ミリグラム以上となるように管理すること。

(営業者又は使用人等の駐在)

第19条 条例第15条第13号アに規定する施設におおむね10分以内に到着することができる場所は、交通用具を利用しない場合にも確実に到着することができるよう、施設の出入口から、おおむね800メートル以内に存するものとする。

- 2 条例第10条第1項の規定により施設外玄関帳場を設置する場合又は同条第2項の規定により玄関帳場を設置しない場合の条例第15条第13号に規定する営業者又は使用人等の駐在については、一の営業者又は使用人等が担当する施設(住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出住宅を含む。)の数は5を超えないものとする。

(レジオネラ症防止等)

第20条 条例、市規則に規定するもののほか、循環ろ過装置を利用する浴槽等の衛生管理については、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル(平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)」に準拠すること。

(事前の標識の設置)

第21条 条例第16条第1項に規定する標識の材質、記載内容及び設置方法は、次のとおりとする。

- (1) 当該標識の材質は、雨風に耐え得るものとする。
- (2) 当該標識は白地に黒字とする。
- (3) 記載内容が容易に読み取れるよう、日本語で、明瞭で適切な大きさの字体により記載すること。
- (4) 設置場所は、敷地に接する道路を通行する者が当該標識の記載内容を十分に確認することができる場所とする。
- (5) 落下、転倒等を防止するため、堅固に固定すること。
- (6) 当該標識に記載する連絡先(市規則第15条第2項第11号に規定する連絡先をいう。)は、電話番号を記載すること。
- (7) 当該標識の記載内容について、記載漏れその他不備がある場合は、当該不備

が解消された後に、当該標識が設置されたものとみなす。

- 2 前項に規定する標識の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに修正のうえ、本市に報告しなければならない。

(標識の設置の報告)

第22条 条例第16条第2項に基づく報告は、第2号様式により行うものとする。

- 2 前項の報告があった日を標識の設置日とみなす。

(事前に説明すべき事項)

第23条 条例第16条第3項に定める説明（以下この条において「事前説明」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 対面による説明
- (2) 説明会の実施
- (3) 説明事項を記載した文書の投函

- 2 近隣住民に説明を行う時点で、管理者が未定である場合は、決定次第速やかに周知するものとする。
- 3 第1項の説明は、申請しようとする施設が存する地域の自治会等に対して、また、当該地域に自治会等がない場合は、申請しようとする施設の敷地境界から50メートルの範囲内に存する家屋の占有者等であって、当該旅館業により生活環境に悪影響を受けるおそれのある住民に対して、行うよう努めるものとする。
- 4 申請者は、申請施設が存する地域の自治会等又は前項の説明を行った者に緊急時や苦情対応の窓口となる連絡先の周知を行うものとする。
- 5 申請者は、申請施設が存する地域の自治会等又は第3項の説明を行う者に旅館業に伴って生じた廃棄物の保管と収集方法について説明するよう努めること。
- 6 施設外玄関帳場の設置（既設の玄関帳場又は施設外玄関帳場に当該小規模宿泊施設の施設外玄関帳場を兼ねさせようとする場合を含む。）に当たっては、営業の施設に準じて、条例第16条第3項に定める説明及び同第17条第1項第1号に定める報告を行わなければならない。
- 7 営もうとする旅館業の内容に関し変更が生じるなど、事前説明を行った内容に変更が生じた場合は、事前説明を行った者に対し、速やかに、変更内容を再度説明するものとする。

(申請の際に行う報告)

第24条 条例第17条第1項に基づく報告は、第3号様式（条例第17条第1項関係）により行うものとする。

(廃棄物の処理)

第25条 営業者は、廃棄物の処理が適正に行われていることを確認することができるよう、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める書類を施設若しくは施設外玄関帳場又は事務所に保管するものとする。

- (1) 営業者が自ら旅館業の実施に伴って生じた廃棄物を廃棄物の処理施設に運搬する場合 廃棄物を廃棄物の処理施設に運搬し、処分を委託したことを証する書類
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項本文又は第14条第1項の規定による許可を受けた者（以下「収集運搬許可業者」という。）に対し廃棄物を収集し、又は運搬することを委託する場合 収集運搬許可業者に対し廃棄物を収集し、又は運搬することを委託したことを確認することができる書類
- 2 営業者は、旅館業の実施に伴って生じた廃棄物の処理を行うに当たり、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。
- (1) 施設内及びその敷地内における廃棄物の適正な保管
 - (2) 周辺住民又は近隣住民の生活環境に配慮した廃棄物の収集又は搬出に関する計画の策定

（提出書類等）

- 第26条 条例第17条第2項第4号に規定する承諾書は、参考第1号様式（条例第17条第2項第4号関係）とする。ただし、当該承諾書以外であっても、条例及び市規則の規定を満たす承諾書であれば差し支えない。
- 2 条例第17条第2項第6号に規定する代理権を証する書類（以下「委任状」という。）は、参考第2号様式（条例第17条第2項第6号）とする。ただし、当該委任状以外であっても、条例の規定を満たす委任状であれば差し支えない。

（構造設備の変更に係る消防法令適合の確認）

- 第27条 条例第17条第5項に規定する市長が必要と認めるものとは、次のいずれかに掲げるものとする。
- (1) 第1号様式客室欄に記載した事項の変更に係るもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、構造設備の変更後の施設に関し、消防法及び京都市火災予防条例への適合状況について、当該施設が存する区域を管轄する消防署長に確認する必要があると認めるもの

（施設に到着することを容易にするために必要な情報）

- 第28条 申請者は、条例第18条第3項に規定する施設に到着することを容易にするために必要な情報について、当該情報を提供するための書面（ウェブサイトに掲載する場合や電子メール等により送信する場合はその画面を印刷したもの。）をあらかじめ作成し、条例第17条第1項の規定による報告と合わせて市長に提出するものとする。
- 2 営業者は、旅行業者等が運営するウェブサイト又は自らが運営するウェブサイト等を活用して宿泊客を募集する場合は、宿泊客が迷わず施設に到着することができるようにするため、施設の正確な所在地や詳細な案内図等の施設情報をウェブサイトに掲載するものとする。

(面接方法等)

第29条 条例第18条第4項に規定する面接は、施設外玄関帳場を設けている場合にあつては、当該施設外玄関帳場で行うこと。

2 条例第18条第4項に規定する面接と同等の方法として市長が認める方法とは、次に掲げる基準を全て満たすものとする。

- (1) 宿泊者の容姿及び旅券等が画像により鮮明に確認ができ、かつ、当該旅券画像が宿泊者名簿と共に保存されていること。
- (2) 前号に規定する画像が施設又はその存する敷地や建物等から発信されていることを確認することができること。
- (3) 周辺住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項について説明することができること。

(鍵の受渡し方法)

第30条 客室の鍵については、営業者その他の旅館業に携わる者が適切にこれを管理し、面接又は前条第2項に規定する面接と同等の方法による本人確認等の後に、宿泊者に渡さなければならない。また、利用後の鍵の返却についても、適切に返却されることとする。

2 暗号キー等の物理的な実体を伴わない鍵を利用する場合（暗証番号付きのキーボックス等を利用して施設の鍵の受渡しを行う場合を含む。）にあつては、面接による本人確認等の後に宿泊者に暗証番号を開示しなければならない。

3 前項の鍵を用いる場合は、宿泊者ごとに暗証番号を変更するなど、防犯措置を講じるように努めなければならない。

(宿泊者に対する説明等)

第31条 営業者は、周辺住民の生活環境の悪化を防止するため、宿泊者に対し、次の事項について説明し、その遵守を求めるものとする。ただし、第1号については、条例第18条第3項に基づく情報提供と併せて行うものとする。

- (1) 施設付近の路上において、旅行かばんを引く音その他の迷惑となる騒音を立てないこと。早朝、夜間は、特に注意すること。
- (2) 施設又はその付近において、大声、大きな物音その他の迷惑となる騒音を立てないこと。早朝、夜間は、特に注意すること。
- (3) 施設又はその付近において、たばこの吸い殻やごみをみだりに捨てないこと。
- (4) 施設又はその付近において、きまりに反したごみ出しをしないこと。
- (5) 火災を防止するため、喫煙の方法、こんろの使用方法など、火災を発生させる可能性がある器具等の適切な使用方法
- (6) 消火器の設置場所、使用方法、119番通報の方法など、火災が発生したときに適切に対応するために必要な事項
- (7) 住民組織等と取り決めた事項や当該取決め内容を遵守するために説明が必要な事項
- (8) その他宿泊者および地域住民の安全及び安心を確保するとともに地域との

調和を図るために必要なこと。

- 2 前項の説明に対する宿泊者の理解を深め、また、適切に説明を行ったことを証するため、説明を行った後、宿泊者に対して内容確認の署名等を求めることとする。
- 3 営業者は、火災予防や生活騒音の対策など、安全安心及び良好な住環境を確保するため、当該施設の建物の構造や周辺の土地利用の状況に応じて、適切な取組を行うものとする。

(外国語の説明等)

第32条 営業者は外国人旅行者である宿泊者に対し、前条の規定に係る事項に関し、外国語を用いた文書、図面等により、分かりやすく説明するものとする。

(管理者の職務)

第33条 管理者は、その担当する施設における旅館業について、次に掲げる職務を行うものとし、職務遂行能力の向上に努めなければならない。

- (1) 施設の近隣住民又は周辺住民からの苦情及び問合せに対応し、その解決を図ること。
- (2) 火災など緊急事態の発生時において、119番通報、初期消火や宿泊者の避難誘導、救助及び安否確認のほか、110番通報、医療機関への通報連絡や宿泊者に係る情報提供など、宿泊施設の管理者として一般に求められる対応を行うこと。
- (3) 宿泊者からの苦情及び問合せに対し、必要に応じて外国語により対応し、その解決を図ること。
- (4) 施設の構造設備等に生じた不具合に対応するなど宿泊者が施設において快適に宿泊するために必要とされる事項に対応すること。

(苦情及び緊急の事態の対応体制)

第34条 条例第18条第7項の規定による体制構築に当たっては、深夜、早朝を問わず、当該施設の宿泊者への対応のほか、周辺住民又は近隣住民からの苦情及び問合せ並びに緊急の事態に適切かつ迅速に対応するため、営業者は、次のとおり体制を確保しなければならない。

- (1) 宿泊者及び周辺住民又は近隣住民と迅速かつ確実に連絡が取れること。
- (2) 十分な業務遂行能力のある人員を適切な人数駐在させること。

(標識の大きさ等)

第35条 条例第18条第8項に規定する標識の大きさ、材質等は次のとおりとする。

- (1) 日本工業規格A列4番サイズ以上のものとする。
- (2) 当該標識の材質は、雨風に耐え得るものとする。
- (3) 記載事項が容易に読み取れるよう、日本語及び外国語で、明瞭で適切な大き

さの字体により記載すること。

(4) 落下等を防止するため、堅固に固定すること。

(施設外玄関帳場の掲示)

第36条 条例第18条第9項に規定する掲示については、前条と同様とする。

(避難通路の管理)

第37条 避難通路は、1.5メートル以上の幅員を確保するものとする。

(建築基準法等の遵守)

第38条 市長は、旅館業営業の施設において建築基準法その他関係法令の遵守を図るため、施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要に応じて、条例第24条の規定に基づき関係機関に意見照会するものとする。

- (1) 建築物の出口から通ずる敷地内の通路が、建築基準法第42条に規定する道路に直接接続しない場合
- (2) 路地状部分のみで道路に接する場合
- (3) 建築基準法その他関係法令の遵守に支障があると認められる場合

(補則)

第39条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長が定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(令和2年3月31日健康長寿のまち・京都推進担当局長決定)

(経過措置)

2 従前の様式による用紙については、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年12月15日から実施する。

(令和2年12月15日健康長寿のまち・京都推進担当局長決定)

(経過措置)

2 従前の様式による用紙については、市長が認めるものに限り、当分の間、これ

を使用することができる。